

財務省告示第二百六十九号

相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第四十一条の規定に基づき国庫に帰属した国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成十八年七月三日

財務大臣 谷垣 禎一

（別表）

国債の名称	記号	買入消却の日	額の総額	額の総額
				買入た額の総額
年債利付券（国庫五）	第十回九	平成十八年六月十八日	三千万円	百円
年債利付券（国庫十）	第十七回八	〃	五百万円	百円
〃	第十八回八	〃	五百万円	百円
〃	第十八回八	〃	五百万円	百円
合計			万四千五百	